

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、営業に従事していた。
- 2 請求人は、平成〇年〇月〇日、Cクリニックに受診し、「うつ病」と診断された。請求人によると、請求人が、同年〇月、パーキンソン病の診断を受けたことを会社に告げたところ、会社は、同月、請求人に対し、従前の営業職から外し、新規に顧客を開拓する役職とした上で、電車と徒歩による通勤で往復4時間を要するD営業部への異動を命じ（以下「本件異動」という。）、さらに、同年〇月〇日頃、請求人の勤務を週3日とし、大幅な賃金の減額を行い、月額手取り〇万円とする処遇を提示するなどしたことから（以下「本件新処遇の提示」という。）、うつ病を発病したという。
- 3 本件は、請求人が、精神障害の発病は業務上の事由によるものであるとして休業補償給付を請求したところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

請求人に発病した精神障害が、業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

- (1) 請求人の精神障害の発病時期と病名については、その経緯と症状に照らし、当審査会としても、決定書理由に説示するとおり、平成〇年〇月頃に、ICD-10診断ガイドラインの「F32 うつ病エピソード」（以下「本件疾病」という。）を発病したものと判断する。
- (2) 精神障害の業務起因性の判断基準は、決定書理由に記載の「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）のとおりである。
- (3) 請求人は、本件疾病の発病前おおむね6か月（以下「評価期間」という。）における業務による心理的負荷をもたらす出来事として、要旨、パーキンソン病との診断を受けたことを会社に伝えたところ、会社はその症状を過大視し、従前の営業職から外し、新規に顧客を開拓する役職とした上で、本件異動を行ったこと及びその4か月後には勤務を週3日とし、大幅な賃金の減額を行うとする本件新処遇の提示を行ったことなどを挙げている。
- (4) 当審査会では、請求人の主張を受けて一件記録を精査し、まず、請求人が会社にパーキンソン病の診断を受けたことを伝えた経緯について検討した。この点、請求人らは、平成〇年〇月〇日頃に当該疾病の診断を受けた際には症状は軽いものであったにも関わらず、自動車の運転を禁じられ、従前の営業職から外す等の本件異動が行われたと主張する。一方、Eは、当該疾病の発病を請求人から話された経緯について、要旨、「平成〇年〇月の責任者会議の場で、請求人から当該疾病のために自動車の運転も不安、顧客先の入門証に手が震えて

書けないので営業に出られない」と聞いたとし、Fも、遅くとも同月〇日に上記事情をEから聞いたと述べている。請求人の当時の当該疾病による症状については不明であるも、同年〇月〇日付け診療録には、請求人の主訴として「両手足がしびれます。不眠あり。ふるえはだんだんわるくなっています（ママ）。」と記載されており、請求人が、同時期において、既に日常生活に相当程度不安を感じる状態にあったことが推認される。E及びFの申述は極めて具体的であり、信ぴょう性が高いことも併せ考えると、請求人が、この時期に、自動車の運転に不安を抱える状態であったことから、Eが、会社の責任者として、請求人に自動車の運転を禁じたものと考えられ、また、請求人が、営業にも不安があるとのことから、本件異動を行ったものと推認されるどころであり、当該事情を勘案すると、これらの処遇はやむを得なかったものと考えることが相当である。

以上のことから、請求人が主張する同出来事については、仮に認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」（以下「認定基準別表1」という。）の具体的出来事「上司とのトラブルがあった」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に該当するとみても、その心理的負荷の総合評価は「弱」と判断する。

(5) 次に、同年〇月〇日頃に、本件新処遇の提示を行ったことについてみると、請求人は、大幅な賃金の減額が提示されたことが不当であると主張するも、Eは、請求人が実際に勤務していた〇月〇日までの分は支払っている旨述べている。事実、給与所得に対する所得税源泉徴収簿を見ると、同年〇月分までの請求人の賃金はそれまでとほぼ変わりなく支給されていることを確認し得る。G及びFによると、請求人は、同年〇月〇日ないしは同月〇日から突然会社に出社しなくなったとのことであり、請求人の賃金は、少なくとも、請求人が通常業務に従事していた月の翌月まで、減額されることなく支払われていたものと考えられる。したがって、請求人が主張する賃金の減額とは、請求人が通常業務を行った対価について行われた処遇の変更であるとは考えられない。そうすると、請求人が主張する賃金の減額は、少なくとも、本件疾病の発病時期までには行われておらず、業務による心理的負荷をもたらす原因であるとは判断し得ないものである。

なお、請求人の賃金の減額が実際に行われなくても、本件新処遇の提示が行われたこと自体をもって、請求人が心理的負荷を感じた可能性についても検

討したが、会社としては、請求人が定年間近であったことやパーキンソン病の発症により十分な就労に耐えられる状況にないとして、本件新処遇の提示を行ったと認められるものであり、その経緯に鑑みると、同提示をもって不当であるとは言い難い。仮に、本件新処遇の提示そのものを評価期間における出来事であるとして、上記同様、認定基準別表1の具体的出来事「上司とのトラブルがあった」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に当たるとみて評価しても、その心理的負荷の総合評価は「弱」とであると判断する。

(6) そのほか、請求人は、平成〇年〇月以降の出来事についても、会社が本件新処遇の提示を行ったことと密接に関連していることから、出来事として評価すべき旨を主張するが、請求人が、平成〇年〇月までに本件疾病を発病していたことは疑う余地がないものであり、当審査会としては、請求人が退職扱いの通知を受ける等、請求人の発病後に生じた出来事については、本件疾病の発病原因であるとは判断し得ず、さらに、それまでの経緯を勘案すると、同疾病を著しく悪化させた特別な出来事に当たるとも判断し得ないものである。

(7) 以上のとおり、請求人が主張する業務による心理的負荷をもたらす出来事は、その総合評価が「弱」となる出来事が2つであるから、その心理的負荷の全体評価は「弱」と判断することが妥当であり、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないものである。

(8) 請求人のその余の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するに足るものは見いだせなかった。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。